

総会

配布：一般

2015年7月22日

原文：英語

人権理事会

第29会期

議事日程議題2

2015年7月3日に人権理事会により採択された決議

29/21. ミャンマーにおけるイスラム教徒ロヒンギャ族とその他の少数者の人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則に基づき、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約を再確認し、

2015年6月14日の議長声明 PRST23/1 を想起し、

最新のものは2015年3月27日の理事会決議 28/23 である、総会および人権理事会の全ての関連する諸決議に留意し、

国家が、人権の促進と保護についての主要な責任を負っていることを強調し、

とりわけイスラム教徒のロヒンギャ族とその他の少数者に属している人に対する、強制的な移送を含む、その社会経済的な搾取をもたらしている、ミャンマーにおける人権のあらゆる違反と侵

害を非難し、

ミャンマーからのイスラム教徒のロヒンギャ族の違法な移民および犯罪組織による彼らの搾取に懸念をもって留意し、そして彼らに対し一時的な避難所と保護を与えるという同地域における諸政府の公約を歓迎し、

イスラム教徒のロヒンギャ族とその他に対する市民権の地位と投票権を含む、関連する権利の拒否は、重大な人権の懸念であることを認め、

イスラム教徒のロヒンギャ族とミャンマーにおけるその他の共同体の構成員に対するものを含む、あらゆる差別なしに、その領域における人権を促進しまた保護するためにあらゆる必要な措置を講じることにおけるミャンマー政府の協力の重要性を再確認し、

1. とりわけイスラム教徒のロヒンギャ族に対して、ラカイン州において犯された組織的な重大な人権侵害と虐待を非難する。

2. ミャンマー政府に対し、イスラム教徒のロヒンギャ族を含む、ミャンマーにおける全ての人の人権の保護を確保することを求める。

3. ミャンマー政府に対し、同国中のイスラム教徒および民族的、種族的、宗教的および言語的少数者の構成員に対する差別と偏見の拡散に対処し、またそのような行為を公に非難することによりイスラム教徒に対する憎悪の扇動と闘うため必要な措置を講じることがまた求められる。

4. 同国の政治的および宗教的指導者に対し、国の統一に向けた対話を通して平和的解決のために活動することを求める。

5. ミャンマー政府に対し、説明責任を確保しそして国際人権法および国際人道法のあらゆる違反の報告への完全な、透明なそして独立した調査に着手することにより、特にイスラム教徒に対するものを含む、あらゆる人権侵害に対する刑事責任の免除を終わらせるためあらゆる必要な措置を講じることが求められる。

6. ミャンマー政府に対し、そのような行為に対して、より脆弱になりまた晒されることになることを彼らに強いている根本原因に対処することにより、イスラム教徒のロヒンギャ族およびその他の者の差別と搾取、取引を通したものを含む、を防止するためあらゆる必要な措置を講じることを促す。

7. ミャンマー政府に対し、全ての人に属している、礼拝所、共同墓地、社会資本および商業的または居住用建物の破壊を防止するためあらゆる必要な措置を講じることをまた促す。

8. ミャンマー政府に対し、国際社会と協力してまた国際法に従って、イスラム教徒を含む、原居住地から追い出された全ての難民や人々の安全且つ自発的な帰還を確保することを求める。

9. ミャンマー政府に対し、透明な適法手続の範囲内を守りつつ、1982年の市民権法を見直すことによるものを含んで、ラカイン州のイスラム教徒のロヒンギャ族に完全な市民権を与えることを促す。

10. ミャンマー政府に対し、全ての当事者と十分な協力を確保することまた影響を受けた人と共同体に対して人道援助の十分なアクセスを認めることを求め、そしてこれに関連して同政府に対し、あらゆる差別なしに、ラカイン州を含む、あらゆる影響を受けた地区への人道援助の分配のため、ミャンマー当局と国際社会との間で結ばれたがまだ実施されていない様々な協力協定を実施することを促す。

11. 国際連合人権高等弁務官に対し、ミャンマーにおけるイスラム教徒のロヒンギャ族とその他の少数者に対する人権違反および侵害、特にイスラム教徒のロヒンギャ族の取引と強制的な移送の最近の事件について、人権理事会の第30会期に口頭での最新情報をまたその第32会期に報告書を提出することを要請する。

第45回会合

2015年7月3日

[投票無しで採択]